

平成 17 年 3 月 10 日

各 位

株式会社三井住友銀行

優先株式の発行について

株式会社三井住友銀行（頭取 西川善文）は、平成 17 年 3 月 10 日開催の当行取締役会において、第三者割当の方法による当行優先株式の発行を下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式の名称
株式会社三井住友銀行第 1 回第六種優先株式（以下、「本優先株式」という。）
2. 発行新株式数
70,001 株
3. 発行価額
1 株につき 3,000,000 円
4. 発行価額の総額
210,003,000,000 円
5. 発行価額中資本に組み入れない額
1 株につき 1,500,000 円
6. 発行方法
株式会社三井住友フィナンシャルグループに直接全額割り当てる方法により発行する。
7. 申込期日
平成 17 年 3 月 29 日（火曜日）

本発表資料は、当行の優先株式発行に関して一般に公表するための記者発表資料であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本発表資料によって、日本国内外を問わずいかなる地域においても証券の募集を行うものでもありません。

8. 払込期日

平成 17 年 3 月 30 日（水曜日）

9. 配当起算日

平成 17 年 3 月 30 日（水曜日）

10. 優先配当金

本優先株式を有する株主（以下、「本優先株主」という。）または本優先株式の登録質権者（以下、「本優先登録質権者」という。）に対しては、優先配当金を支払うものとし、その内容については以下の通りとする。

(1) 優先配当金

1 株につき 88,500 円とする。ただし、平成 17 年 3 月 30 日から平成 17 年 3 月 31 日までの期間に対応する優先配当金については、485 円とする。

(2) 非累積条項

ある営業年度において本優先株主または本優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は、翌営業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

本優先株主または本優先登録質権者に対しては、優先配当金の額を超えて配当は行わない。

11. 優先中間配当金

1 株につき 44,250 円

12. 残余財産の分配

当行の残余財産を分配するときは、本優先株主または本優先登録質権者に対し、当行の普通株式（以下、「普通株式」という。）を有する株主または普通株式の登録質権者に先立ち、本優先株式 1 株につき 3,000,000 円を支払う。

本優先株主または本優先登録質権者に対しては、上記 3,000,000 円の外、残余財産の分配は行われぬ。

13. 消却

(1) 当行は、いつでも本優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(2) 当行は、本優先株式発行後、平成 23 年 3 月 31 日以降はいつでも、本優先株式 1 株につき 3,000,000 円で本優先株式の一部又は全部を償還することができる。一部を償還するときは、抽選その他の方法によりこれを行う。

本発表資料は、当行の優先株式発行に関して一般に公表するための記者発表資料であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本発表資料によって、日本国内外を問わずいかなる地域においても証券の募集を行うものでもありません。

14. 議決権

本優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有するものとする。

15. 株式の併合または分割、新株引受権等

当行は、法令に定める場合を除き、本優先株式について株式の併合または分割は行わない。当行は、本優先株主に対し、新株の引受権または新株予約権付社債の引受権を与えない。

16. 優先順位

本優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、当行の発行する他の優先株式と同順位とする。

17. 上記各項については、各種法令に基づく届出、許認可の効力発生を条件とする。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

広報部 古舘 TEL 03-5512-2678

本発表資料は、当行の優先株式発行に関して一般に公表するための記者発表資料であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本発表資料によって、日本国内外を問わずいかなる地域においても証券の募集を行うものでもありません。

< 参考 >

1. 増資による当行発行済株式総数の推移

(1) 増資前の発行済株式総数 (平成 17 年 3 月 10 日現在)

種類	発行数 (株)
普通株式	55,212,947
第一種優先株式	35,000
第二種優先株式	100,000
第三種優先株式	695,000
合計	56,042,947

(2) 増資による増加株式数

種類	発行数 (株)
第六種優先株式	70,001

(3) 増資後の発行済株式総数

種類	発行数 (株)
普通株式	55,212,947
第一種優先株式	35,000
第二種優先株式	100,000
第三種優先株式	695,000
第六種優先株式	70,001
合計	56,112,948

2. 資金使途

一般運転資金に充当する予定。

3. 本優先株式の割当予定先の概要 (平成 17 年 3 月 10 日現在)

名称	株式会社三井住友フィナンシャルグループ
本店所在地	東京都千代田区有楽町一丁目 1 番 2 号
資本の額	1,247,650 百万円
代表者の役職・氏名	取締役社長 西川善文
発行済株式総数	7,259,032.42 株
事業の内容	銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びそれらの業務に附帯する業務
当行との出資関係	当行親会社 (当行への出資比率 100%)

以上

本発表資料は、当行の優先株式発行に関して一般に公表するための記者発表資料であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本発表資料によって、日本国内外を問わずいかなる地域においても証券の募集を行うものでもありません。